

第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構表示〔一部立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。なお、郡庁ゾーンについては、第2期整備基本計画で整備は実施しない。

（1）遺構の整備手法

①遺構復元

遺構の復元については、第1期整備基本計画において全国初の飛鳥時代の倉庫を復元したことから、当面はその適切な維持・管理に努め、新たな遺構の復元は実施しない。

②遺構表示

来跡者が古代橋樹郡家や古代寺院における諸施設の規模や構造等を体感し、史跡橋樹官衙遺跡群への理解を深められるよう、これまでの発掘調査により、概ねその構造や特徴等が明らかになった官衙関連遺構について、同時性を十分確認した上で、一部立体表示や平面表示を行う。

また、史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。



写真 14 橋樹官衙遺跡群で遺構復元
（橋樹歴史公園の復元倉庫）



写真 15 立体表示の事例
（橋樹歴史公園の一部立体表示）

（2）地区（ゾーン）ごとの整備

①古代寺院ゾーン〔古代寺院の整備〕

史跡橋樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡では、これまでの発掘調査等で、古代寺院の金堂跡・塔跡とともに、関連する建物が発見されている。こうした調査成果等を踏まえ、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲のうち、それぞれの土地の諸条件等を踏まえた優先順位に基づき整備を実施する。整備に際しては、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、施設の一部立体表示や平面表示等を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

②館・厨家ゾーン〔橋樹郡家の館・厨家の整備〕

橋樹郡家跡館・厨家ゾーンで確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橋樹郡家の館・厨家跡である可能性が高いことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了

した範囲は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定めた上で、遺構への影響が及ばないように盛土保存を行い、館・厨家施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

③郡庁ゾーン [橘樹郡家の郡庁の整備]

橘樹郡家跡郡庁ゾーンでは、これまでの発掘調査等で明確に橘樹郡家郡庁に関連する遺構等は確認されていないが、東側の正倉院、西側の館・厨家等の配置から、当該ゾーン内に橘樹郡家郡庁跡が所在する可能性が高い。今後、国史跡指定地内で一定程度の公有地化が完了した場合は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定め、遺構への影響が及ばないように盛土保存を行った上で、郡庁施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

④正倉院ゾーン [橘樹評段階合庫群の整備・橘樹郡家正倉院の整備]

橘樹郡家跡正倉院ゾーンでは、その一部に、令和6(2024)年5月18日、都市公園(歴史公園)として橘樹歴史公園をオープンさせ、地域を含む多くの人々に利用されている。今後は、橘樹歴史公園と連動して、市民の積極的な利活用を推進し、さらに多くの人々が訪れる地域の歴史文化資源となるよう、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないように盛土保存を行った上で、一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

(3) 遺構整備に伴う発掘調査

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代寺院等については、古代官衙施設・建物等一部立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得ることを目的として、遺構に影響が及ばないように必要最小限の調査とし、十分留意して発掘調査を行う。

第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

(1) 動線・サイン計画

①整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群内に散在することから、各整備地を円滑に移動できるよう動線を整備する。

- ②整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての園路は設けないものとする。
- ③サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

(2) 園路

園路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない園路線形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

(3) 広場

整備地の広場は、原則として地被植物等で植栽し、眺望の積極的な活用や遮蔽の必要性等、周辺との関係性に十分配慮した上で設置場所を決定し、整備する。また、要所には、休憩や簡易的な学習の機会等といった短時間の滞在や、イベント等の開催による長時間の滞在も可能な多目的広場を整備する。

第4節 地形造成に関する整備

地形造成に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 造成

- ①整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。ただし、現地形や旧地形を可能な限り保存できるよう配慮する。
- ②遺構の表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないように、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。
- ③整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分配慮する。

(2) 電気・給排水

- ①電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないように、十分注意して整備する。
- ②電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。
- ③遺構等の保存整備に際しては、表装を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

第5節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、史跡の修景等の観点から、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

- ①遺構に損傷を与えると判断された既存木は、伐根に考慮しながら伐採する。
- ②周辺の建築物等に対し、遮断植栽の配植を原則とするが、植栽の配植が周辺建築物等に影響が及ぼす場合、より適切な遮断機能を配置する。
- ③必要な箇所に芝生等の地被植物の植栽を原則とするが、整備地の状況や利用者の利便性、整

備後の維持管理等も踏まえ、ダスト舗装等、より適切な地被又は舗装等の整備を行う。

④日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、快適な滞在が可能な緑陰の創出や、既存植栽の活用を図る。

⑤歴史的景観の整備を考え、古代の植生に配慮した植栽を行うが、整備地の立地や条件等に応じ、近接する緑地保全地区、農地の景観、住環境等との調和を図った植栽とする。

第6節 施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 案内板・解説板等

史跡橘樹官衙遺跡群や地域のもつ歴史的・文化的価値を来跡者に適切に伝えるとともに、来跡者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、案内板・解説板等を設置する。設置に際しては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」(p.45:資料1)の規定等に準拠する。

ただし、第2次整備計画における案内板・説明板等の設置については、第1期整備で設置した案内板・説明板の仕様を踏襲し、史跡サイン等の統一性を確保する。また、多言語に対応できるよう、外国語を併記する。

①標識

史跡に指定されている地域であることを示すため、必要に応じて、史跡各所に標識(史跡標柱)を設置する。設置に際しては、来跡者の動線や史跡の景観を考慮するとともに、地下の遺構に影響が及ばない場所を選定する。

②案内板・説明板・解説板

史跡橘樹官衙遺跡群の概要及び歴史的価値等、または官衙各施設や遺構等の内容を、来跡者が理解できるよう、案内板・説明板を設置するとともに、各遺構ごとに解説板を設置する。

[案内板]

- ・設置場所候補は、JR南武線武蔵溝ノ口駅～武蔵小杉駅間に所在する駅からの来跡者を主たる対象とし、橘樹官衙遺跡群にどこからアプローチしても分かりやすい場所を遺跡群全体の中で検討し、必要に応じて設置する。

[説明板]

- ・史跡の名称、史跡指定年月日、指定の理由、



写真16 標識の事例[史跡標柱:橘樹官衙遺跡群:橘樹歴史公園]



写真17 案内板の事例[史跡橘樹官衙遺跡群(影向寺バス停横)]

史跡の概要・価値等を表示する。

- ・設置場所については、遺構群の特徴や特徴的な遺構等を説明するため、整備した範囲を中心として、遺跡群全体に必要な応じて設置する。
- ・遺跡群の特徴や整備を行った遺構等は、最新の発掘調査成果等を基に解説を行う。

【解説板】

- ・一部立体表示・平面表示した遺構等を来跡者に説明するため、遺構ごとにその名称や性格等を記した解説板を設置する。



写真18 説明板の事例[史跡橋樹官衙遺跡群（橋樹歴史公園）]

(2) ガイダンス施設

文化庁及び調査整備委員会から、国史跡については、可能な限り、史跡及び史跡周辺の歴史や文化等を来跡者に周知できる施設（ガイダンス施設）を設置すべきとの指導を受けており、宅地化が進み、遺跡の全体像や価値の把握が難しい史跡橋樹官衙遺跡群の価値や情報等を広く知ってもらうためには、ガイダンス施設の設置が望ましい。

しかし、現在、ガイダンス施設を有効かつ効果的に運用することが可能な土地・建物の有無について調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物が見つかり、設置についての庁内調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させることで対応する。

【充実させるガイダンス機能】

① 展示・学習機能

橋樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等を学習できるよう、近隣の公共施設等を活用し、パネルによる解説や出土遺物等の展示を行う展示スペースを設置する等、ガイダンス機能の充実を図る。

② 案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供するため、遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信するためのパンフレット・チラシ等を作成し、近隣の公共施設等に配架スペースを設置し、配布する。また、ウェブサイト等での情報発信を積極的に行うとともに、デジタルマップの公開やアプリを用いた音声ガイド等、利用者の利便性向上に努める。

(3) AR（拡張現実）・VR（仮想現実）

古代の橋樹郡家や古代寺院の景観や様相のイメージを分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しむことができるよう、AR（拡張現実）・VR（仮想現実）といったデジタルコンテンツの活用についても検討する。ただし、かつて存在した官衙の施設や発掘調査実施場所での体感体験や関連する各種情報の提供等で、最大限の学習・体験効果を得るため、AR等のデジタルコンテンツの活用は、将来的なガイダンス施設の整備に合わせた導入が望ましい。

(4) 便益施設（ベンチ、多目的活用広場、トイレ、駐輪・駐車スペース等）

来跡者の快適な利活用に寄与するためベンチや、生涯学習・学校教育等で利用できる多目的活用広場を設置するとともに、史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。なお、トイレについては、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域住民と意見交換を行いながら設置場所を決定する。

一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。また、身体障害者等が来跡した際の駐車スペースとしては、多目的活用広場を活用する。

(5) その他施設

来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明、フェンス等を設置する。

第7節 史跡の公開・活用

史跡の公開・活用の中で、整備を実施した史跡を用いる公開・活用については、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づき、次の基本的な考え方により実施する。

(1) 情報発信

①必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。橘樹官衙遺跡群の保存整備事業の情報についても、積極的に発信する。

②市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市のウェブサイト等での橘樹官衙遺跡群の周知・解説等を行うとともに、SNSを活用した情報発信も行い、幅広い人々に周知を図る。

③地域住民をはじめとする市民等への橘樹官衙遺跡群の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会等をこれまでと同様に実施する。

④来跡者の利便性等を高めるため、駅周辺や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置する。また、パンフレットやマップ等を作成・配布するとともに、ウェブサイト等で公開する。

(2) 普及啓発活動

①地域の特徴を活かした体験学習やイベント等を企画・実施し、橘樹官衙遺跡群への来跡者の増加やリピーターの獲得、事業への参加を促す。

②市内の小・中学校等においては、授業での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習のカリキュラムを作成するとともに、指導者等の人材発掘・育成を進める。

③生涯学習では、史跡だけでなく、遺跡群及びその他の文化財等を生涯学習の素材として活用し、歴史講座や体験学習等



写真18 普及啓発活動の事例[橘樹歴史公園復元建物の特別公開事業]

により、市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会を作る。

(3) 公開・活用の担い手づくり

- ①普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手を育成する。
- ②定期的にガイドボランティア育成講座を開催する等、史跡の説明だけでなく、地域のさまざまな情報を案内できるガイドの担い手を育成する。
- ③歴史学習や校外における見学・体験学習等、様々な機会を通じ、市内の小・中学校等の参加を促し、学校連携を推進する。
- ④小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材育成を図っていく。
- ⑤地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、史跡の周知や活用の推進を図る。

第8節 史跡の管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 管理・運営に関わる事業

- ・川崎市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- ・維持管理としては、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- ・国史跡指定地の公有地化は、長期にわたる取組が想定されるため、公有地化が完了した土地の中に、長年本格的な整備が実施できず、活用されない土地がないよう、簡易的な整備を行い、暫定的に市民利用に供する。

(2) 整備後の維持・管理に関わる事業

- ・橘樹歴史公園に設置した諸施設の定期点検等を行うとともに、公園内に復元した飛鳥時代の倉庫についても継続的な調査（経年劣化・破損・温湿度等）を実施し、定期的に補修・修繕等を実施する。
- ・定期的に整備地の地被植物や高木等の植栽及び既存樹木等の除草・剪定等、市民が快適・安心・安全に利活用できる状態を維持する。

(3) 管理・運営の実施体制

①行政における保存・活用施策の対応力強化

史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備・活用事業は、現在、川崎市の文化財保護部局が中心となって進めており、史跡指定から10年が過ぎた現在、川崎市全体で見れば、橘樹官衙遺跡群の認知度はかなり高まってきているといえる。

今後は、川崎市として橘樹官衙遺跡群の歴史的・地域的価値を周知し、どのように保存・活用を進めていくべきかについて、さらに総合的・多角的に検討していくことが重要である。そこで、今後、複合的効果を生む施策の展開を図るため、現在、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置している庁内検討委員会を引き続き活用していく。

②市民組織・民間団体との協働

史跡橘樹官衙遺跡群が将来にわたり保存・活用されていくためには、地域の人々が、史跡を自分達の宝・誇りとして愛着をもち、行政と協力してその管理・運営に参加していくことが重要である。橘樹官衙遺跡群やその周辺でそれぞれ独自の活動を行っている地元町会や地域住民を母体に組織された史跡保存会、さらに関係する市民組織や民間団体等が、相互に連携しあいながら、史跡の保存管理に関わってもらうことが求められる。

そこで、行政と市民組織・民間団体等の相互連携を図り、それぞれの独自性・専門性を活かしながら役割を分担して協力しあう「協働」の体制を構築できるよう、地元町会や関係団体等と調整していく。

第6章 史跡整備計画

第5章の第2期整備基本計画については、現在の史跡指定地のうち、公有地化が完了している範囲及び将来的な整備予定範囲についての計画であり、令和8（2026）年度～令和19（2037）年度の12年間の計画とする。

12年間の計画のうち、第1～3年次は古代寺院ゾーン及び正倉院ゾーンの整備、第4～6年次は正倉院ゾーンの整備を実施し、第7～12年次については、公有地化が完了した史跡指定地の中から、次の史跡整備を優先的に実施する要件等に基づき、整備地や整備内容等を定める。

【史跡整備を優先的に実施する要件】

- ・斜面崩落等の危険性が高く、周辺住宅等に影響を及ぼす可能性のある土地
- ・橘樹官衙遺跡群における最も重要な歴史的価値である橘花評家跡や橘樹郡家跡が保存され、橘樹歴史公園との相互作用により、その変遷や比較等を効果的に市民に伝えることができる土地
- ・橘樹官衙遺跡群の重要な歴史的価値である古代寺院跡が保存され、その様相を効果的に市民に伝えられる土地
- ・市民等が史跡を利活用する上で必要となるトイレ等（便益施設）の設置が可能な土地

また、第2期整備基本計画が完了する第12年次（令和19（2037）年度）には、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等を勘案し、将来的な史跡整備計画等の再検討を行い、「史跡橘樹官衙遺跡群第3期整備基本計画」策定のための庁内検討を行う。

第1節 第1年次〔令和8（2026）年度〕

〔整備方針〕

- （1）史跡指定地で一定程度の範囲の公有地化が完了している土地のうち、土地の状況や史跡整備の優先順位等に基づき、史跡整備地①（古代寺院ゾーン）及び史跡整備地②（正倉院ゾーン）における史跡整備の基本設計を作成する。
- （2）史跡整備地①においては、古代寺院の西側区画施設が確認された土地であり、第2期保存活用計画で定めるA1地区の中で、市民が古代寺院の規模等を体感することができる唯一の場所であることから、区画施設の平面表示等を行い、古代寺院や橘樹官衙遺跡群を楽しく学べる場とする。
- （3）史跡整備地②の南側隣接地には、第1期整備計画計画で整備を実施した橘樹歴史公園が存在する。橘樹歴史公園については、主として飛鳥時代の橘花（樹）評段階の施設が確認されているため、飛鳥時代の橘花（樹）評家の様相がイメージでき、史跡橘樹官衙遺跡群のシンボルとなるよう全国初の飛鳥時代の倉庫を復元した。史跡整備地②については、主として奈良時代から平安時代にかけての橘樹郡家正倉院の倉庫群や区画施設が確認されている場所であることから、倉庫の柱を表示する一部立体表示や外周区画溝の平面表示等を行う。併せて、橘樹歴史公園の飛鳥時代の様相と史跡整備地②の奈良時代の様相が比較できる整備を行う等、

- 古代橘樹の歴史や景観等を誰もが学び、楽しめる場とする。
- (4) 基本設計の作成にあたっては、第1期整備計画計画で整備した橘樹歴史公園で用いた遺構表示、園路舗装・植栽、サイン等の仕様を踏襲する。
 - (5) 基本設計については、国史跡の史跡整備であり、これまでの調査や最新研究の成果等に基づく検討・調整等が必要であることから、市教委が作成する。

第2節 第2年次 [令和9 (2027) 年度]

[整備方針]

史跡整備地①は、川崎市宮前区野川本町3丁目に所在し、史跡整備地②は川崎市高津区千年に所在することから、史跡整備の実施に際しては、前者が宮前区役所道路公園センター、後者が高津区役所道路公園センターに実施設計の作成を依頼し、市教委が協力しながら、第1年次に市教委が作成した基本設計を基に、史跡整備の実施設計を作成する。

第3節 第3年次 [令和10 (2028) 年度]

[整備方針]

宮前区道路公園センター及び高津区役所道路公園センターに依頼し、市教委が協力して作成した実施設計を基に、史跡整備地①・②の史跡整備工事を実施する。

第4節 第4年次 [令和11 (2029) 年度]

[整備方針]

- (1) 史跡指定地で一定程度の範囲の公有地化が完了している土地のうち、土地の状況や史跡整備の優先順位等に基づき、史跡整備地③（正倉院ゾーン）における史跡整備の基本設計を作成する。
- (2) 史跡整備地③の南西には、第1期整備計画計画で整備を実施した橘樹歴史公園が所在し、南西側隣接地には第2期整備基本計画に基づき整備する史跡整備地②が所在する。史跡整備地②と③は、いずれも主として奈良時代から平安時代にかけての橘樹郡家正倉院の倉庫群や区画施設が確認されている場所であることから、倉庫の柱を表示する一部立体表示や外周区画溝の平面表示等を行い、郡家正倉院の広がりや倉庫の配置等、来跡者が古代橘樹の雰囲気を感じ、楽しめる場とする。
- (3) 基本設計の作成にあたり、第1期整備基本計画短期計画第1期整備で用いた遺構表示、園路舗装・植栽、サイン等の仕様を踏襲する。
- (4) 基本設計については、国史跡の史跡整備であり、これまでの調査や最新研究の成果等に基づく検討・調整等が必要であることから、市教委が作成する。

第5節 第5年次 [令和12 (2030) 年度]

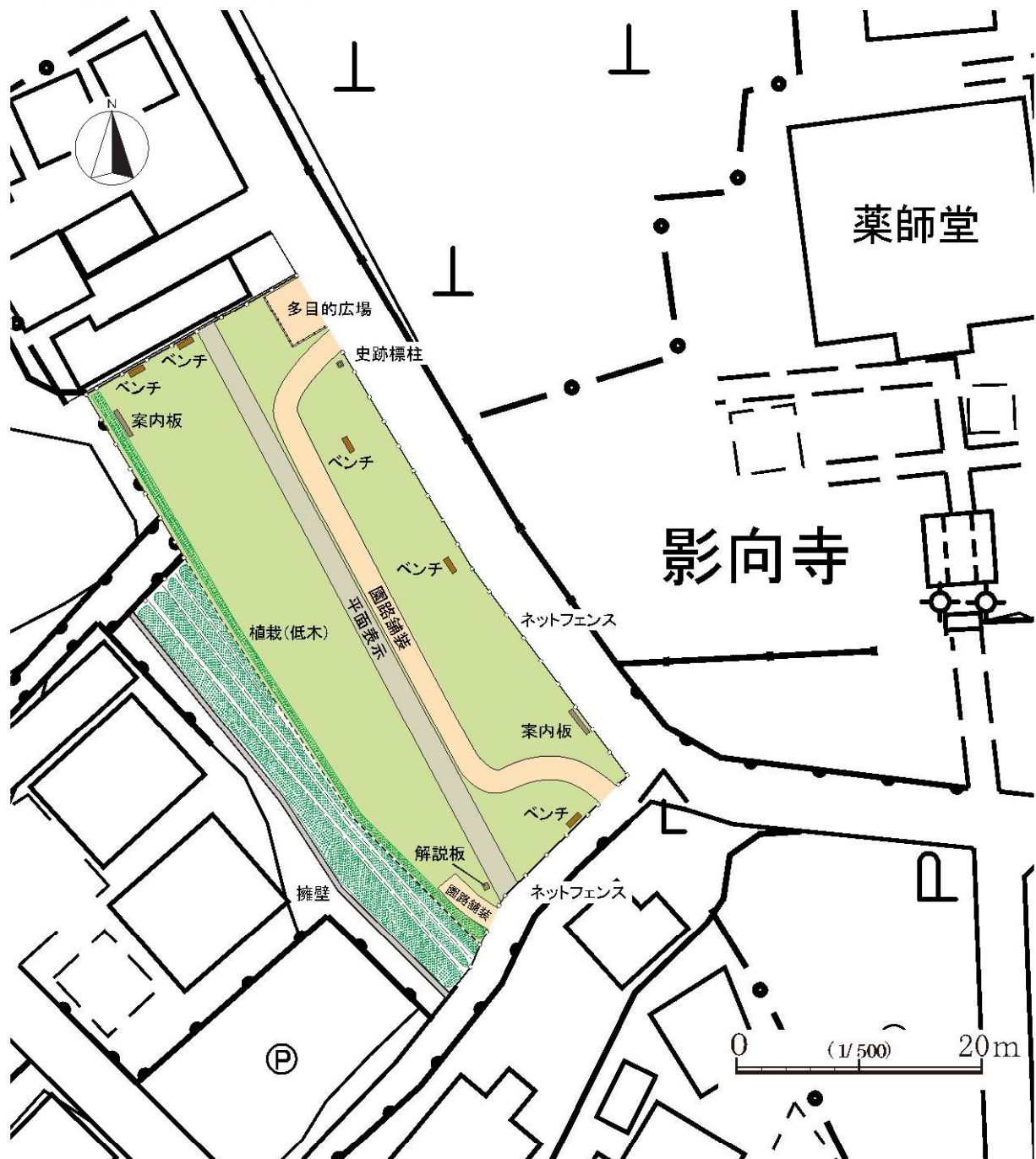
[整備方針]

史跡整備地③は、川崎市高津区に所在することから、史跡整備の実施に際しては高津区役所道路公園センターに実施設計の作成を依頼し、市教委が協力しながら、第4年次に市教委が作成した基本設計を基に、史跡整備の実施設計を作成する。

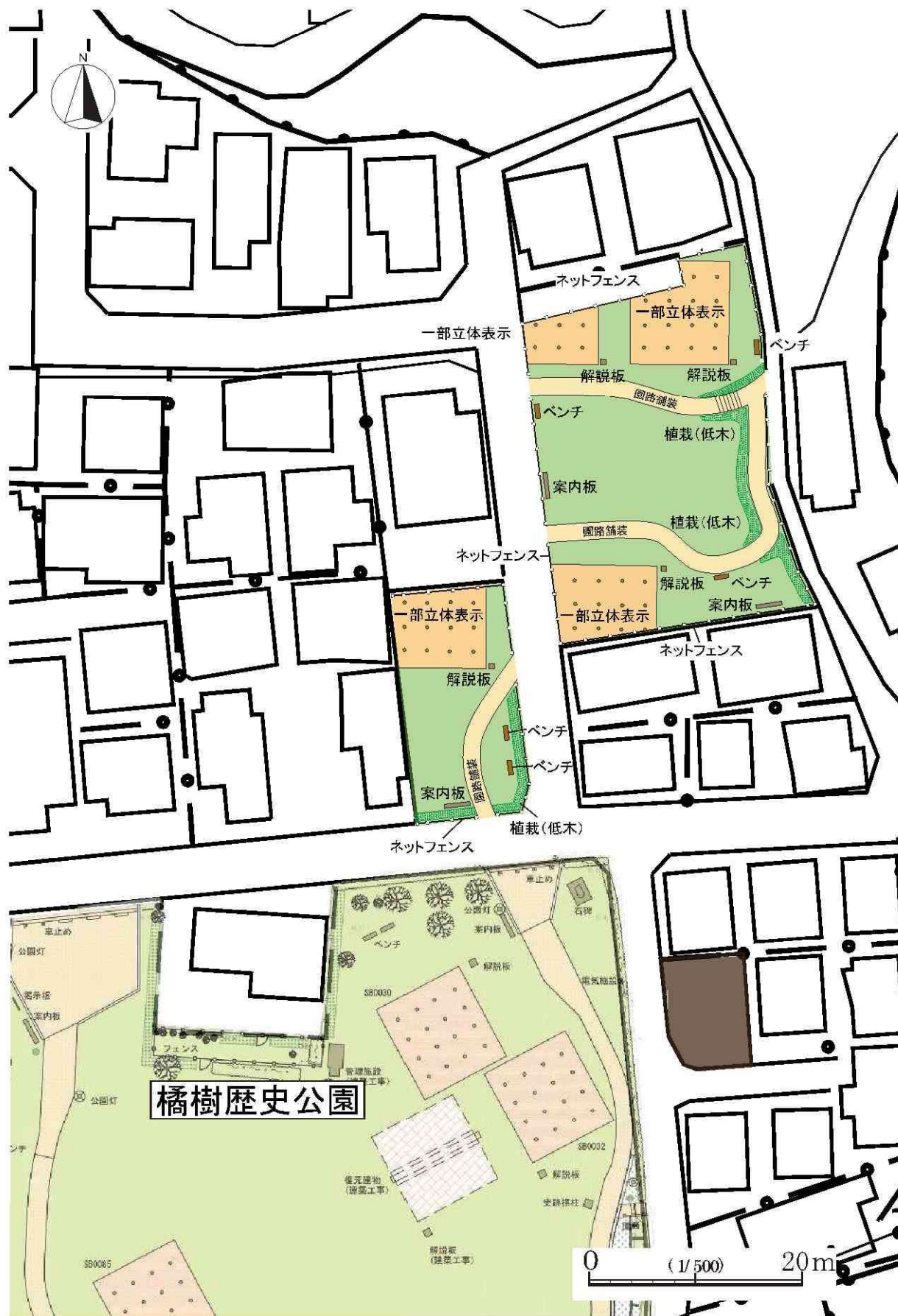
第6節 第6年次〔令和13（2031）年度〕

〔整備方針〕

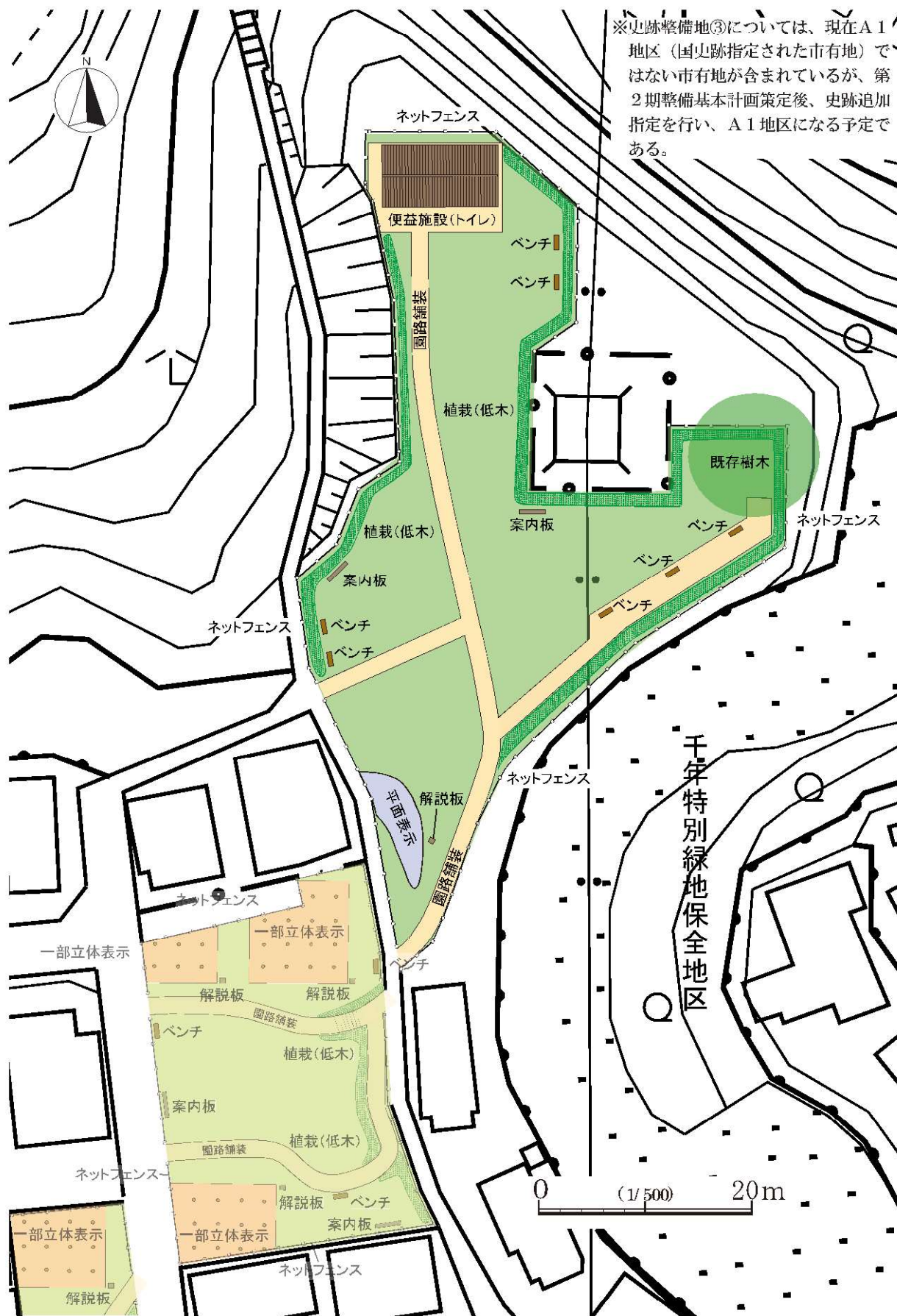
高津区役所道路公園センターに依頼し、市教委が協力して作成した実施設計を基に、史跡整備地③の史跡整備工事を実施する。



第13図 史跡整備地①（正倉院ゾーン）の整備計画（S=1/500）



第 14 図 史跡整備地②（正倉院ゾーン）の整備計画（S = 1/500）



第 15 図 史跡整備地③（正倉院ゾーン）の整備計画（S = 1/500）

卷末資料

[資料 1]

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号) (最終改正：平成二十七年九月一一日文部科学省令第三〇号)

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第一百十五条第一項（法第二百十條及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準
(平成27年3月30日史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会)

本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。

1 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は存在しないが、史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）により原位置において当該建築物その他の工作物を再現する行為を言う。

2 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

(1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって支障となるものではないこと。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡を損傷するものではないこと。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較考査の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
 - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
 - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
 - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

- ア. 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
 - ①発掘調査等の学術調査による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
 - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
 - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
 - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
 - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲しかつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) その他

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の所在場所に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。
- ウ. なお、史跡等の活用を目的として復元的に整備する建造物の適否については、本基準を参考としつつ、当該史跡等の本質的価値の継承及び理解促進の観点から検討を行うこととする。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画

発行日 令和8（2026）年 月 日

編集・発行 川崎市教育委員会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2111（代表）

印刷
